資料３

○久喜市防災会議条例

平成２２年３月２３日

条例第１８６号

改正　平成２３年１２月２６日条例第２５号

平成２４年１２月２７日条例第４５号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、久喜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　久喜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）　埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　防災会議の委員の定数は、５０人以内とする。

７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第５条　防災会議の庶務は、市民部消防防災課において処理する。

（委任）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

附　則（平成２３年１２月２６日条例第２５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２７日条例第４５号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行による改正後の久喜市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第７項本文の規定にかかわらず、当該最初に任命された際現に同条第５項第７号の規定により任命されている委員の任期の満了と同時に満了するものとする。